

令和 7 年 3 月 1 日

新宿区剣道連盟  
会長 栗原正和

新宿区剣道連盟 倫理方針

新宿区剣道連盟は、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン（\*1）」および「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン（\*2）」に則り、連盟を運営し、活動します。

以上

- （\*1）公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン（平成 30 年 11 月 2 日制定/令和元年 11 月 2 日改定/令和 2 年 3 月 5 日改定/令和 2 年 9 月 16 日改定/令和 5 年 11 月 2 日改定）
- （\*2）「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン（平成 30 年 12 月 6 日制定/令和元年 12 月 5 日改正/令和 6 年 3 月 18 日改正/令和 6 年 6 月 25 日改正）

## 新宿区剣道連盟 倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、新宿区剣道連盟(以下「連盟」という)の役員および会員等が、「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会の疑惑や不安を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- ① 役員とは連盟規約第8条に規定する役員をいう。
- ② 会員等とは連盟規約第4条に規定する会員及び規約第21条に規定する団体会員とその所属する会員をいう。

### (基本的責務)

第3条 役員および会員等は、連盟規約3条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程等を遵守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないように行動しなければならない。

- 2 「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役員および会員等は、暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合・審査の不正操作、違法賭博、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為や、剣道の健全性および高潔性を損ねるような行為を行ってはならない。

2 役員および会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員および会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役員および会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

5 役員および会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

6 役員および会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもつてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(違反による役員および会員等の処分等)

第6条 役員および会員等によるこの規程に違反する行為については、一般財団法人東京都剣道連盟へ報告し、処分等は上部団体である公益財団法人全日本剣道連盟および一般財団法人東京都剣道連盟の基準に準じて行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和7年8月30日から施行する。

## 新宿区剣道連盟 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、新宿区剣道連盟(以下「連盟」という)が、連盟規約第3条の目的にむけ役員および会員等が活動するに際し、その社会的使命を果たしていくために、連盟倫理規程第5条に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- ① 連盟の倫理に関する事項の統括。
- ② 役員および会員等の綱紀に関すること。
- ③ 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会に具申すること。

### (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- ① 委員長 1名
- ② 委員 若干名

### (委員の委嘱)

第4条 委員長および委員は、正会員または学識経験者の中から運営理事会が推挙し、

理事会に諮り会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、役員の任期と同じく終了する。ただし

再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、次の場合に委員長が招集して、その議長となる。

① 理事会が求めたとき

② 一般財団法人東京都剣道連盟から求めがあったとき

③ その他委員長が必要と認めたとき

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する

ことができる。

4 委員長および委員は、委員会活動の中で知りえた企業・団体及び個人に係る情報に

つき、慎重に取り扱わなければならない。また、開示等が必要な時は法令等の規定

に従い適正に行うこと。

5 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和 7 年 8 月 30 日から施行する。